

完全護憲の会 会則

(名称)

第1条 本会は、「完全護憲の会」（略称、「護憲の会」）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都におく。

(目的)

第3条 本会は、「設立趣意書」における「われわれの使命」と「日本国憲法の理念」普及を目的とする。

当面、憲法の規定と違反する政治の実態を究明し、順次発表する。

これらの目的に資するため次のことを行う。

- 1) 月例会、研究会の開催
- 2) ニュースの発行
- 3) その他本会の目的達成に必要なこと

(会員)

第4条 「設立趣意書」の諸原則を承認し入会金を収めたものを会員とする。

本会の趣旨に賛同し入会金を収めたものを賛助会員とする。

会員は会員であることを公表しないことを求め得る。

(入会金、会費、寄附)

第5条 入会金は1000円とする。

会費は別に定める。

寄付は受け入れる。ただしそれに対する特典は無い。

(会計)

第6条 会計年度は暦年とし、毎年1月に前年度の決算を報告する。

(共同代表と事務局員)

第7条 共同代表はそれぞれ、および共同で会を代表する。事務局員は事務を行う。委員と事務局員をそれぞれ若干名選出する。任期は1年とする。

(総会)

第8条 毎年1月の月例会を総会とし、経過報告、決算報告、共同代表と事務局員の選出などを行なう。

(会則の改廃)

第9条 会則の改廃は総会出席者の過半数の同意で決める。

ただし憲法の理想と条項を否認する改訂はできない。

(支部の設置)

第10条 全国に支部を設置できる。

(設立年月日)

第11条 本会の設立は2014年1月26日とする。

(会則施行日)

第12条 本会則は2014年4月27日より施行する。